

上尾市創業資金融資利子補給補助金交付要綱

平成28年 3月 31日
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 市は、埼玉県及び株式会社日本政策金融公庫（以下「金融公庫」という。）が実施する創業融資制度を利用して事業資金の貸付を受けた者が、市内で創業する場合に、その負担の軽減と経営の安定を図り、もって市内産業の振興に寄与するため、当該貸付に係る利子の支払額の一部について、予算の範囲内において利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号）第17条の規定により、補助金の交付に関する手続に関しては、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当している者とする。

- (1) 市内に住所又は事業所を有し、かつ、事業を営んでいること。
- (2) 個人にあつては、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 法人にあつては、市内に本支店の所在地を置くこととする登記をしていること。
- (4) 市税を完納していること。
- (5) 埼玉県制度融資要綱（平成26年4月1日施行）に定める起業家育成資金若しくは女性経営者支援資金又は金融公庫が実施している国民生活事業のうち新規開業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金若しくは新事業活動促進資金のいずれかの借入を受けていること（この要綱の施行の日から平成32年度の末日までの間に当該資金を借り入れた場合に限る。）。
- (6) 前号に規定する資金の借入（以下「対象融資」という。）に係る償還金を約定償還日に遅滞なく支払っていること。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、補助金の交付の対象となる年（年の途中において次

項に規定する期間が満了する場合にあっては、当該期間が満了する月までとする。以下この項において同じ。)における対象融資に係る償還金の利子の5分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、対象融資を受けた日の属する月から起算して3年以内とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、上尾市創業資金融資利子補給補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し(法人にあっては、商業登記簿謄本)

(2) 市税に未納がないことの証明書

(3) 当該年に支払った対象融資に係る償還金の額に関して金融機関が発行する利子払込証明書(第2号様式)又は金融公庫が発行した支払済額証明書の写し

(4) 第2条第5号に掲げる要件に該当することを証明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類(商業登記簿謄本に限る。)は、既に当該書類を市長に提出している場合であって、当該書類に記載されている事項に変更がないときは、同項の申請書にこれらの書類の添付は要しないものとする。

3 第1項の申請書の提出期限は、補助金の交付の対象となる年の翌年の2月末日までとする。

(補助金の交付の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金の交付の可否を決定し、速やかに申請者に対し、上尾市創業資金融資利子補給補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付金の使途

その他の事項につき条件を付し、又は指示することができる。

(申請の取下げ)

第6条 第4条第1項の規定により補助金の交付を申請した者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付に係る決定の内容に不服があるときは、市長が指定する期日までに文書をもって当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の額の確定)

第7条 補助金の額の確定は、当該補助金に関する実績報告書の提出を要せず、第5条第1項の規定により決定した補助金の交付決定額をもって、当該補助金の交付確定額とする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、第5条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を通知した後に交付するものとする。

2 第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、上尾市創業資金融資利子補給補助金交付請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第9条 規則第22条の規定により整備する書類及び帳簿は、補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。